

1 受 理 番 号	請願第13号
2 受 付 年 月 日	平成30年10月16日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市上野桑町1412番地 伊賀市都市計画道路南平野木興線建設促進期成同盟会 会長 小丸 勅司
4 請 願 の 件 名	伊賀市都市計画道路南平野木興線建設促進について
5 請 願 の 要 旨	<p>都市計画道路南平野木興線は、木興町から西明寺までの延長3,960mを昭和30年6月1日に都市計画決定され、そのうち505mが未改良の状況であります。</p> <p>上野愛宕町の裏通りから上野鉄砲町、上野万町は狭隘な道路ばかりで、幾度となく火災発生時において緊急車両の通行に支障をきたしている状況であります。</p> <p>当該路線は、緑ヶ丘住居地区を通り、基幹道路である銀座通りと国道368号(422号)が直結されることにより、市内東西間の経済、文化にも大きなインパクトをもたらすことは明白であります。</p> <p>願わくは、当該路線が伊賀市単独事業から三重県の事業へ昇格され、東西の基幹道路として活用されることを望みます。</p> <p>このように有益性に優れているにもかかわらず、計画決定からすでに60年以上が経過し、いまだに事業の完成が図られていないことから、地域住民の切なる願いを行政に訴えかけ、さらには地域としてその事業を支援し、一日も早い完成、供用に向けた活動に伊賀市議会としてもご尽力願います。</p> <p>よって、都市計画決定がなされて60年が経過した今、当該路線未改良部分の早期完成を請願します。</p>
6 紹 介 議 員	信田 利樹
7 付 託 委 員 会	産業建設常任委員会

1 受 理 番 号	請願第14号
2 受 付 年 月 日	平成30年11月21日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市桐ヶ丘2丁目135番地 桐ヶ丘地区住民自治協議会 会長 大場 真一
4 請 願 の 件 名	桐ヶ丘汚水処理施設の公共移管について
5 請 願 の 要 旨	<p>汚水処理施設は年数が経つと修理・交換・建て替えという維持償却のための費用が発生します。</p> <p>桐ヶ丘汚水処理施設も稼働以来30年を超えて、そろそろ大規模な修理が必要なことも考えられます。加えて施設から放流した水質についても既存施設の利用者としての責任が発生します。これらの費用やリスクは、単に汚水処理施設管理規約にある「利用者である住民が負担する」だけではとても対応できる様な問題ではありません。当該施設も伊賀市の財産として伊賀市の管理の下水道になれば、利用者が背負う大きなリスクは大幅に軽減されます。今のままの状態を続けることが出来ない以上、私達は早期に当該施設の市への移管を実現しなければならないという切実な思いを強めています。</p> <p>一方、当該施設は、必要な改修及び修繕が行われ、水質及び稼働状況も問題なく、健全な状態にあります。伊賀市が平成28年5月に策定した伊賀市生活排水処理施設整備計画では、桐ヶ丘処理区を特定環境保全公共下水道で整備する予定と記載されており、このことは当該施設の廃棄を選択し、新たな公共下水道に多額の経費を投入することとなり、地域の大きな経済的損失であり、これは国是である「公共施設の長寿命化基本計画」に违背します。加えて、当該施設の建設時に、桐ヶ丘住民はそれぞれ15万円を負担しており、伊賀市提示案の受容は更なる負担を強いられることとなり、住民感情として受け入れ難いものです。</p> <p>都市計画法における開発許可制度では、都市計画区域内の開発行為について公共性施設や排水設備等必要な設備の整備を義務付けるなど、良好な宅地水準を確保することを目的としています。将来に亘って持続可能な生活排水処理を維持し、良好な宅地水準を確保する観点から、開発行為等によって生じた公共施設は、基本的にはそれらが存する市町村に管理が属すると定めています。このように都市計画法に規定されていることを鑑みれば、当該施設は伊賀市が管理すべきであり、市民に多くの負担やリスクを担わせるべきではないと思料されます。他市においては、一定の条件が整っていれば、開発行為等により設置された地域下水道施設の移管については、行政の恣意的な判断が加えられることなく移管できるようになっている事例を幾つか散見します。もともと、相当規模に相当数の下水処理人口が存在していれば、開発行為等により設置された地域下水道施設は、公共が管理運用を行うべきであり、桐ヶ丘地区では、公立小中学校(阿保)や市営松尾団地(柏尾)が当該施設を利用しており、また、青山よさみ幼稚園(柏尾)や愛農学園高等学校(別府)も当該施設を利用していること等も勘案すれば、公共の管理運用は当然のことと考えられます。</p> <p>以上のことから、下記のとおりお願いいたします。</p> <p>1. 伊賀市は、桐ヶ丘団地の汚水処理施設の移管を受け、「下水道法第3条第1項、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする」趣旨に準じ、適切な運用と維持管理を行うこと。</p>